

地財協 第59号  
令和4年11月1日

お客様各位

一般財団法人 地方財務協会  
事務局長 菊池雄三  
(公印省略)

令和4年度『改正 地方財政詳解』及び  
令和4年度『地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）』発行のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の事業運営等につきまして格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、下記のとおり『改正 地方財政詳解』及び『地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）』を発行いたしますので、購入をご希望の場合は、別紙申込書によりお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

また、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、関係部局にも広くご紹介賜りますようお願い申し上げます。

時節柄、貴職の一層のご健勝をお祈りいたします。

敬具

記

- 令和4年度 『改正 地方財政詳解』
- 令和4年度 『地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額篇）』

※定価・発行時期等については、別添「発行図書概要」をご覧ください。

<問合せ先>

一般財団法人 地方財務協会 事業部

TEL (03) 3261-8547

FAX (03) 3261-9170

MAIL info@chizai.or.jp

URL <https://www.chihou-zaimu.com/>

別 添

## 発行図書概要

### 1 令和4年度『改正 地方財政詳解』

本書は、令和4年度の地方財政に関する制度改正の経緯を始め、地方財政計画  
地方債計画の策定内容及び地方交付税法の改正等、現行地方財政制度について  
詳述した解説書です。

- (1) 規 格 B 5 判
- (2) 価 格 6, 3 8 0 円 (税込)
- (3) 発行期日 令和4年11月下旬(予定)

### 2 令和4年度『地方交付税制度解説(補正係数・基準財政収入額篇)』

本書は、地方交付税制度解説(単位費用篇)の姉妹篇として、交付税の算定に欠く  
ことができない補正係数の算出基礎と基準財政収入額の算定方式を記述した解説書  
です。

- (1) 規 格 A 4 判
- (2) 価 格 7, 7 0 0 円 (税込)
- (3) 発行期日 令和4年12月下旬(予定)

(備考)

令和4年度『地方交付税制度解説(補正係数・基準財政収入額篇)』に  
ついては、発行予定を12月下旬としておりますが、諸般の事情により遅  
れる場合がございますので、発行時期が確定次第メール・ホームページ  
(<https://www.chihou-zaimu.com/>) 等にてお知らせいたします。

<問合せ先>

一般財団法人 地方財務協会 事業部

T E L (03) 3261-8547

F A X (03) 3261-9170

MAIL info@chizai.or.jp

URL <https://www.chihou-zaimu.com/>

# 申込書

申込先 FAX番号

**(03) 3261-9170**

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4番9号

(一財) 地方財務協会 事業部 行

TEL (03) 3261-8547

図 書 名	申 込 部 数
令和4年度 <b>『 改正 地方財政詳解 』</b> 定価 6,380円 (税込) 商品コード 令和4年11月下旬 発行予定 <b>330022</b>	部

○本書は、令和4年度の地方財政に関する制度改正の経緯を始め、地方財政計画、地方債計画の策定内容及び地方交付税法の改正等、現行地方財政制度について詳述した解説書です。

図 書 名	申 込 部 数
令和4年度 <b>『 地方交付税制度解説 (補正係数・基準財政収入額篇) 』</b> 定価 7,700円 (税込) 商品コード 令和4年12月下旬 発行予定 <b>333322</b>	部

○本書は、地方交付税制度解説(単位費用篇)の姉妹篇として、交付税の算定に欠くことができない補正係数の算出基礎と基準財政収入額の算定方式を記述した解説書です。

令和4年度『地方交付税制度解説(補正係数・基準財政収入額篇)』については、発行予定を12月下旬としておりますが、諸般の事情により遅れる場合がございますので、発行時期が確定次第メール・ホームページ(<https://www.chihou-zaimu.com/>)等にてお知らせいたします。

申込日 令和 年 月 日

所在地(図書の送付先)		
〒		
団体名(自治体名)	局部課	担当係
電 話	担当者氏名	
FAX		
【通信欄】		

(令和4年11月1日付 地財協第59号)

【市町村コード  
(全国地方公共団体コード)】  
5桁コードをご記入ください。

--	--	--	--	--